

「大津町地域づくり活動支援事業」概要版

1. 事業の目的

自分たちの住む地域を、住んでよかったと実感できる地域とするためには、住民自身が地域に関心を持ち、できる範囲で、楽しみながら地域づくりに参加することが大切である。

この事業は、地域みんなの顔が見える関係を築いて、地域の一体感や日常生活での安心感を作りあげることが目的として、地域住民が自分達で取り組む地域づくり活動に対して補助金を交付する。

2. 補助対象の団体

- (1) 各行政区及びその集合体
- (2) 組及びその集合体

3. 補助対象事業

地域みんなの顔が見える関係を築き、地域の一体感や日常生活での安心感を作りあげるために、地域住民が自分達で取り組む地域づくり活動であり、次に定めるもの

- ① 生活環境の整備、美観の維持に関する活動（区役、花植えなど）
- ② 安全・安心な地域づくりに関する活動（防災訓練など）
- ③ 健康、福祉の充実に関する活動（体操など）
- ④ 文化活動、スポーツ振興に関する活動（グランドゴルフなど）
- ⑤ 地域の祭り、伝統文化の保存・継承に関する活動（祭り、どんどやなど）
- ⑥ 地域活性化のための研修・意識啓発に関する活動
- ⑦ その他この事業の趣旨に適合すると認められる活動

※R2.R3 に実施した新型コロナウイルス等の感染症拡大抑制に資する物品 の購入等については、R4 以降、活動ごとの申請・補助率で対応。

■ 補助対象事業とならないもの

- ・営利目的及び政治、神社・仏閣等の宗教に関するもの
- ・国、県又は他の補助事業に該当し、その助成を受けたもの
- ・本町の他の補助事業に該当するもの
- ・補助金交付決定前に契約、購入等がなされたもの

4. 補助率及び限度額等

活動内容	補助率	補助限度額	補助対象団体
①の活動	3分の2以内	30万円	・行政区及びその集合体 ・組及びその集合体
②から⑦の活動	2分の1以内		

※ 「組及びその集合体」が申請する場合は、該当する行政区の区長の確認を要する。

5. 補助対象となる経費・ならない経費

- 補助対象となる経費は、事業の実施に直接必要な経費とする。
- ただし、以下の経費は補助対象としない。
 - (1) 団体の**構成員に対する人件費、謝礼**
 - (2) **飲食費**（会議等におけるお茶代を除く。明細等により内容を確認）
 - (3) 用地費
 - (4) 地域の施設、設備等の維持管理に係る経費
 - (5) 領収書等により事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費
 - (6) その他事業の実施に直接関係のない経費、及び町長が社会通念上適切でないと認められた経費
- **次に掲げる費用のみの事業及び次に掲げる費用の組み合わせのみによる事業については、原則として補助対象としない。**

- (1) 工事請負費
- (2) 委託料
- (3) 備品購入費

※但し、事業上の取り組みで必要な備品（1万円以上）については対象とするが、補助率は3分の1以内とする。

この事業は、地域住民が創意工夫を凝らしてそれぞれの役割や能力に応じて、楽しみながら活動することを想定している。

事業のすべてを、専門業者への委託や工事請負、備品購入で済ませてしまう事業は、その後の地域づくりの活力や波及効果、地域への愛着は生まれられないため、原則として補助対象としない。

6. 申請期間

申請は、随時受付ける。ただし事業執行前に申請のこと。
年間を通じて事業を実施される場合は、年度当初に申請をお願いします。

7. 事業期間

令和4年度～7年度までの3年間（終期を設定し、3年後に見直す）

8. その他

- 地区担当職員との連携
事業を実施する団体は、地区担当職員と協議のうえ、補助金交付申請書に地区担当職員の確認印を押印し申請を行い、また、事業実施後は、同様に、補助金実績報告書に地区担当職員の確認印を押印し提出する。
- 景品についての上限額を設定
祭りなどの景品の単価については上限額を5,000円に、参加賞的なものについては単価500円を上限額とする。